

名古屋議定書締結!

…研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源*)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

*生物多様性条約で、遺伝資源とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスを含む)に由来する素材のうち価値があるもの」と定義されています。生体だけではなく、乾燥・凍結サンプル、またDNAなどの抽出物を含みます。

無断で
持ち出すと
最悪の場合

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

こんなことが
起こるかも
しれません!

こんな場合には注意が必要です!

海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

ABS : Access and Benefit Sharing 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。

☎055-981-5831



URL <http://idenshigen.jp>



e-mail abs@nig.ac.jp

学内、研究所内の
相談窓口は……

こちら

このスペースは大学、研究機関の窓口の提示にお使いください。



国立遺伝学研究所
知的財産室
ABS学術対策チーム



大学共同利用法人
情報・システム研究機構
国立遺伝学研究所



ナショナル
バイオリソース
プロジェクト